

— あなたの安心を支えます —

# 福祉サービス 利用援助事業

高齢の方や障がいのある方が地域で安心して暮らせるようお手伝いします。



社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

平成25年4月発行

# 福祉サービス利用援助 事業をご利用ください

習志野市社会福祉協議会では、高齢の方や障がいのある方で、利用に必要な契約内容を理解できる方に対し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようお手伝いします。

## サービスを利用できる方

- 習志野市にお住まいの高齢者の方、障がいのある方で、支援計画の内容が理解できる方

\* なお、契約内容を理解する能力がない場合は、成年後見制度により選任された成年後見人等との間で利用契約を結ぶこともできます。

## サービス内容

### 1. 福祉サービス利用援助

Q 福祉サービスって何があるんだろう？

A 福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

例えば…

- 介護保険の申請、更新の手続き
- 事業者との介護サービス利用契約・解約の手続き
- 障害者自立支援法に関わる申請の手続き
- 苦情を解決するための援助



### 2. 財産管理サービス

Q お金の管理が心配…

A 毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

### 3. 財産保全サービス

Q 通帳や年金証書をどこに置いたかわずれてしまう

A 社会福祉協議会が金融機関に借りている貸金庫に、大切な書類や印鑑などをお預かりします。

### 4. 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

福祉サービス利用援助事業をご利用中に専門家の援助や助言が必要になった場合には、「千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター」と連携を取り、弁護士・司法書士・社会福祉士をご紹介します。



例えば…

- 生活に必要な預貯金の出し入れ
- 税金や社会保険料、公共料金、医療費などの支払い
- 年金や各種手当の受領確認

〔お預かりできるもの〕

年金証書・預貯金通帳・不動産権利証書・契約書類・実印、銀行印など

※ 財産保全サービスのみのご利用はできません。また宝石・骨董品・貴金属類・株券・有価証券などはお預かりできません。



# サービス 利用の流れ

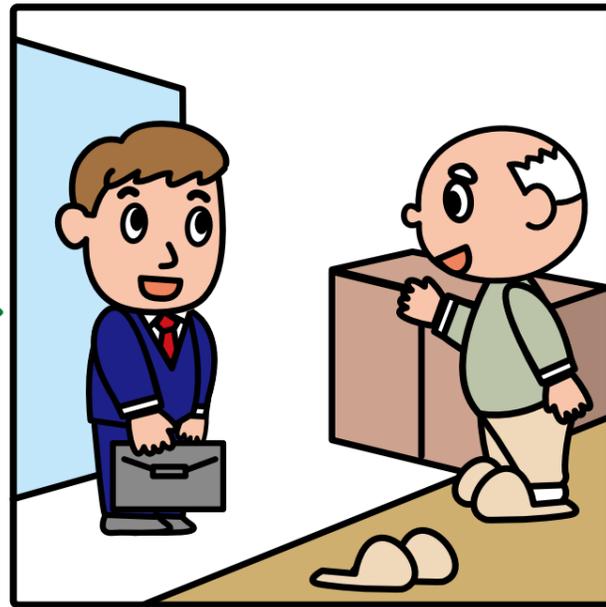
習志野市社会福祉協議会は、適切な援助をおこなうため、千葉県運営適正化委員会の監督を受けています。

## 1 相談



習志野市社会福祉協議会が相談窓口です。困っていることがあれば気軽に相談してください。

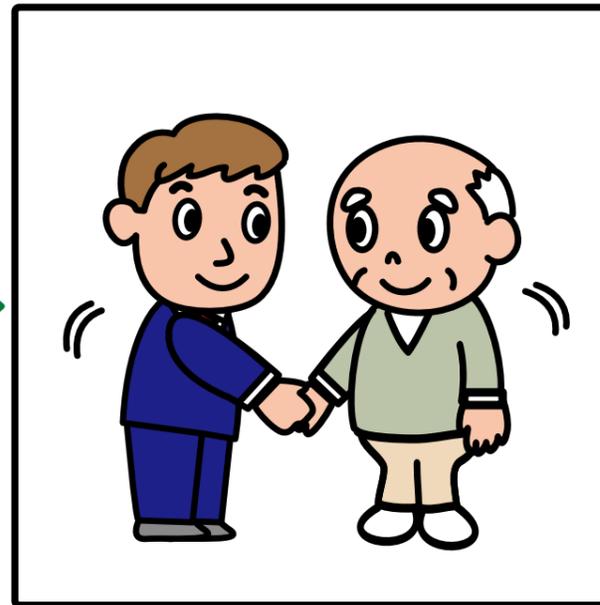
## 2 訪問



専門員がお宅を訪問し、困っていることなどを聞きします。

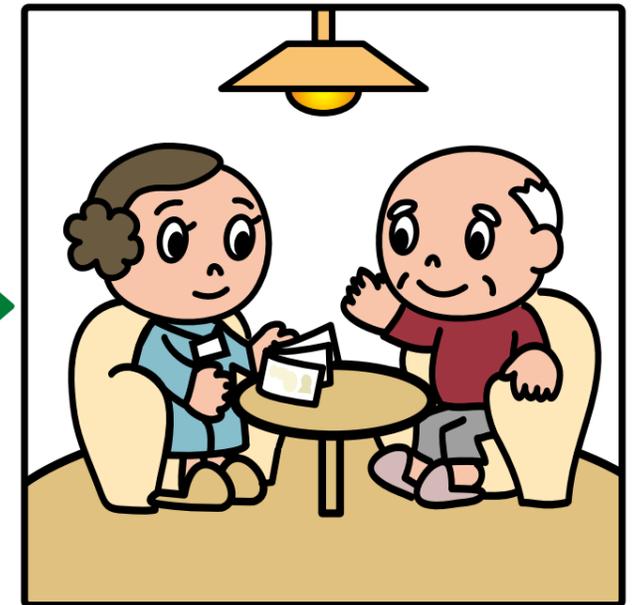
契約締結審査会  
千葉県社会福祉協議会

## 3 支援計画作成・契約



ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画作ります。その計画で良ければ契約します。

## 4 支援の開始



支援計画に基づいて生活支援員が定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。

### 専門員とは？

習志野市社会福祉協議会の職員で、ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行ない支援計画作ります。また関係機関との調整や生活支援員への指導も行ないます。

### 生活支援員とは？

習志野市社会福祉協議会の非常勤職員で、利用者宅を定期的に訪問し、直接支援します。千葉県社会福祉協議会が指定する研修を受講している方です。

- 相談や支援計画作成、弁護士等紹介サービスについては無料です。
- 生活支援員によるサービスについては有料となります。
- 生活保護世帯は無料です。

### 利用料金

サービス	年会費	3,600円 (月額300円)				
		時間	単価	生活支援員の交通費 (生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間) ※1ヶ月の合計です。	時間	単価
福祉サービス 利用援助	生活支援員によるサービス費 ※1ヶ月の合計です。	1時間未満	500円	30分未満 無料	30分以上 1時間未満	500円
		1時間以上 1時間30分未満	1,000円			
		以降、同様に30分毎に 500円加算				
財産管理サービス	年会費	3,000円 (月額250円)				

# ご相談ください。成年後見制度

## 成年後見制度とは？

福祉サービス利用援助事業の支援計画が理解できない場合や、希望する援助内容が福祉サービス利用援助事業の範囲を超えている場合は成年後見制度の利用が必要です。判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みで下記の2つに分けられます。

**法定後見制度**——判断能力が不十分な方が利用できます。

認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。  
母が訪問販売で高額な布団を購入してしまったようで…。  
知的障害のある子どもの財産の使い方や施設への入所手続きはどうしたら…。

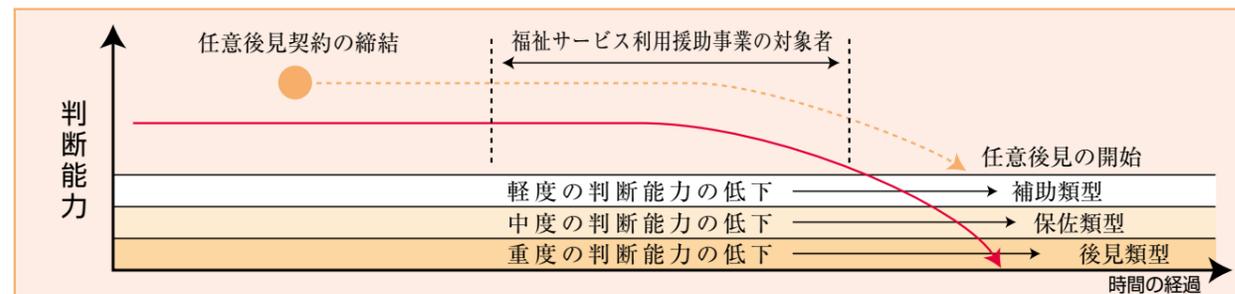
判断能力などに応じて、補助・保佐・後見の3つの類型にわかれ、後見人等に任せられる仕事の内容が異なります。

**任意後見制度**——判断能力が衰える前に利用できます。

一人暮らしの老後を安心して過ごしたい。  
いずれ施設に入ることになったとき、契約や費用の支払いが必要になると思うんだけど…。

将来判断能力が衰えた場合に備えて、「生活の仕方」「お金の使い方」「介護の受け方」などと、任意後見人になってもらう人(任意後見受任者)を公正証書によって決めておく制度です。判断能力が不十分になったときに、任意後見受任者による任意後見が開始されます。

## 申立類型と判断能力の目安



## 成年後見制度に関する問い合わせ先

### ■成年後見制度の申立受付・相談

千葉家庭裁判所 043(222)0165

### ■成年後見人等の紹介、手続支援、相談等

千葉県弁護士会高齢者・知的障害者支援センター 043(227)8431

社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部 043(301)7831

社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉 043(238)2866

NPO 法人千葉県成年後見支援センター 043(221)4192

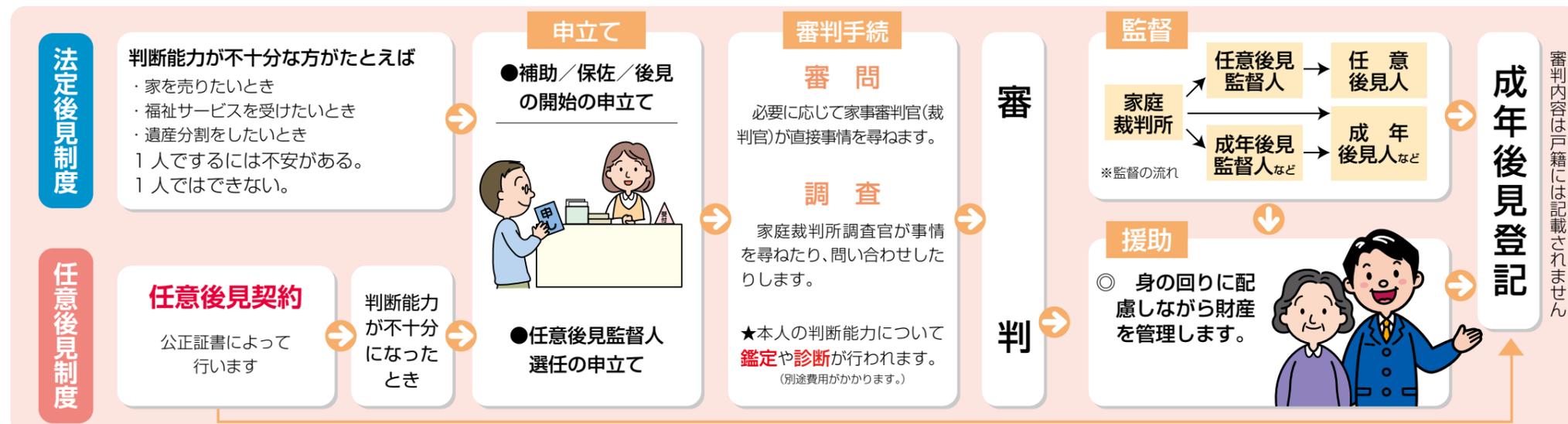
### ■任意後見契約について

千葉公証人会 043(224)1408

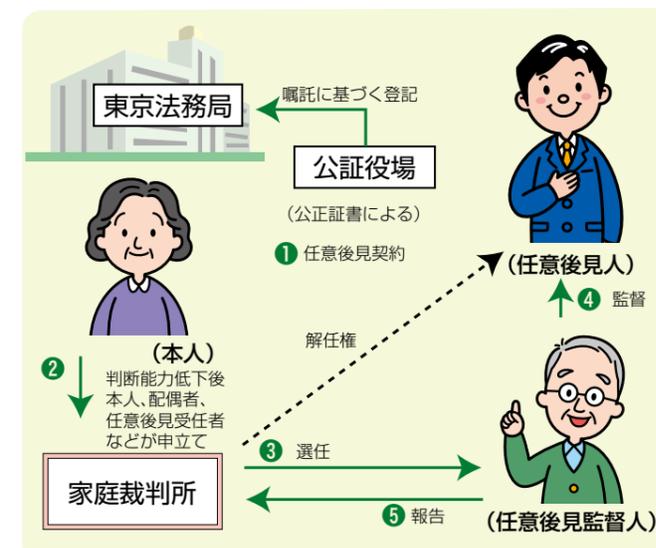
### ■成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1234

## 申立手続きの流れ



## 任意後見制度のしくみ



# 相談のご案内

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
(土・日曜日、祝日は休み)

受付場所：習志野市社会福祉協議会  
※電話での相談も受付けております。

〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1 (総合福祉センター内)  
地域福祉課 TEL 047-452-4161  
FAX 047-451-8211

## 習志野市社会福祉協議会案内図

社会福祉協議会(地域福祉課)は、**総合福祉センターの2階**です。



### ● 交通案内

- ・ JR 京葉線新習志野駅下車 徒歩 10分
  - ・ JR 津田沼駅(南口) 新習志野駅行バス(第七中学校経由)  
「団地中央」バス停下車 徒歩 1分
  - ・ 京成津田沼駅(南口) 袖ヶ浦団地行バス「第三中学校前」バス停下車 徒歩 7分
- ※その他の交通手段につきましては、お問い合わせください。